

平成 27 年 6 月 9 日(火)
衆議院 法務委員会
衆議院議員 階 猛 (民主党)

【出典】

- ・資料1 「令状ない GPS 捜査 違法」

朝日新聞 2015 年 6 月 5 日 夕刊

1頁

- ・資料2 「移動追跡装置運用要領の制定について」

警察庁丁刑企発第 184 号 平成 18 年 6 月 30 日

2-4頁

全米GPSの捜査運用

大阪地裁 証拠採用せず

捜査対象者の動向をつかむため、GPS（全米探偵位システム）端末を任意で車両に取り付ける捜査手法について、大阪地裁の長瀬敬昭裁判長は5日に開かれた窃盗事件の公判で「（対象者の）プライバシーを侵害するから」と、裁判所の命令なく実行されたという重大な違法」の判断を示した。GPSの位置情報をめぐり事件と捜査との関わりをどう捜査機関が証拠採用したかに決着を付した。

窃盗によるGPSの捜査は各地で開かれてきたものの、捜査機関によるこの捜査判断は初とみられる。

大阪府門田市の無職者岡

勝彦被告（男）は知人の友人と共謀するとして2011年2月、13年9月、大阪府兵庫でも府県で車務所長を車上監らしをめぐり計約416万円の現金を盗んだとする窃盗などの罪に問われている。

地裁決定によると、大阪府警は13年11月、窃行グループなどの関係者の所管とみられる課長岡をめぐり計約416万円のGPS端末を盗取の疑念。取得した位置情報をめぐり捜査の行状を上下に隠蔽した。

地裁決定は「1種の捜査で取得された車両の位置情報の中にはこのように他人のプライバシーを侵害するものがあり、一般的に他人には知られていないプライバシー情報が含まれる」と指摘。端末の盗取は捜査機関の任意に行える捜査ではなく、憲法を刑事訴訟法上、裁判所の検証許可命令が必須な「強制処分」にあたると判断した。

そのうえで、府警が裁判所の判断を無視してGPSの捜査に踏み出す「重大な違法」の疑念をめぐり、裁判は「この事件はプライバシーの侵害を伴った捜査を含む」と指摘。命令なくGPSの位置情報を取得したという重大な違法を認定。「この事件はプライバシーの侵害を伴った捜査を含む」と指摘。命令なくGPSの位置情報を取得したという重大な違法を認定。「この事件はプライバシーの侵害を伴った捜査を含む」と指摘。

そのうえで、府警が裁判所の判断を無視してGPSの捜査に踏み出す「重大な違法」の疑念をめぐり、裁判は「この事件はプライバシーの侵害を伴った捜査を含む」と指摘。命令なくGPSの位置情報を取得したという重大な違法を認定。「この事件はプライバシーの侵害を伴った捜査を含む」と指摘。命令なくGPSの位置情報を取得したという重大な違法を認定。「この事件はプライバシーの侵害を伴った捜査を含む」と指摘。

朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。この内容が日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

取 扱 注 意
原 議 保 存 期 間 5 年
(平成23年12月31日まで)
警察庁丁刑企発第184号
平成18年6月30日
警察庁刑事局刑事企画課長

各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
(参考送付先)
庁 内 各 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

移動追跡装置運用要領の制定について

見出しの要領を別添のとおり定めたので、移動追跡装置を使用した捜査を任意処分として実施するに当たっては、その適正確保に遺漏のないようにされたい。

なお、移動追跡装置を用いた捜査を実施することの適否については、本要領を踏まえつつ、個別具体の事案に即して十分な組織的検討を経た上で厳格に判断されるべきものであり、疑義がある場合には警察庁の当該事件捜査主管課に協議することとされたい。

本件担当：刑事企画課情報分析支援室 高木警視正（警電：██████████）
森国警視（警電：██████████）

移動追跡装置運用要領

1 目的

この要領は、移動追跡装置を用いた任意捜査に関し、その使用要件、手続その他必要な事項を定めることにより、その適正を確保することを目的とする。

2 定義

移動追跡装置とは、
位置情報を取得する装置をいう。

3 使用要件

任意捜査を行うに当たり移動追跡装置を用いるについては、次の各号に定める要件を満たさなければならないものとする。

- (1) 次に掲げる犯罪の捜査を行うに当たり、犯罪の嫌疑、危険性の高さなどにかんがみ速やかに被疑者を検挙することが求められる場合であって、他の捜査によっては対象の追跡を行うことが困難であるなど捜査上特に必要があること。

ア

イ

ウ

エ

オ

カ

キ

- (2) 犯罪を構成するような行為を伴うことなく、次に掲げる物のいずれかに取り付けること。

ア

イ

ウ

エ

4 使用手続等

(1) 警察本部捜査主管課長による事前承認

所属長は、任意捜査を行うに当たり移動追跡装置を用いる必要があるときは、あらかじめ、警察本部捜査主管課長（以下「主管課長」という。）に申請してその承認を得なければならない。

(2) 運用状況の報告

ア 捜査主任官は、所属長に対し、毎日の移動追跡装置の運用状況を報告しなければならない。

イ 所属長は、主管課長に対し、移動追跡装置の運用状況を1週間に1回以上報告しなければならない。

(3) 使用の必要性の検討

捜査主任官、所属長及び主管課長は、捜査の状況を踏まえ、移動追跡装置の運用について必要な見直しを行い、使用の継続の必要性がなくなったときは直ちにその使用を終了する措置をとらなければならない。

5 保秘の徹底

移動追跡装置を使用した捜査の具体的な実施状況等については、文書管理等を含め保秘を徹底するものとし、特に次の事項に留意する。

- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]